

- 珠洲市内で事業展開をお考えの企業の皆さま
- 事業拡大をお考えの珠洲市内の企業の皆さま

珠洲市

企業立地支援制度のご案内

- 市外から、新たに工場や事業所を立地したい
 - 市内で、工場や事業所を拡張したい
- など、ご相談ください！

各種助成制度により、本市での立地を支援します！

○立地促進助成金

工場・事業所等を新設・増設した場合に、
(1)(2)のどちらか低い額の範囲内で助成します。

(1)投資額の20%に相当する額
※増設の場合は15%

(2)常用雇用従業員増加数に応じて最大2億円

○雇用促進助成金

工場・事業所等を新設・増設に伴い、新たに常用雇用従業員として雇用する場合、1人につき50万円を立地促進助成金に加算します。

※ただし、立地促進助成金、雇用促進助成金を合わせ、2億円を限度とします。

まずはお問い合わせください

企業立地支援窓口 TEL0768-82-7775

珠洲市 産業振興課 商工振興・企業誘致担当

〒927-1295 珠洲市上戸町北方1-6-2

FAX：0768-82-7802 E-MAIL：rousyou@city.suzu.lg.jp

◆助成金の交付を受けるには、助成対象事業者としての認定が必要です

助成対象事業者としての認定手続き

申請時期	新たに事業所を設置する工事着手予定日の3月以上前 ※珠洲市商工業等振興委員会でのご説明が必要となります。
対象企業	市内に工場・事業所を新設又は増設した企業 【新設】 ・市外の企業が市内に新たに工場・事業所を立地する場合 ・市内の企業が現在と異なる業種の工場・事業所を市内に立地する場合 【増設】 ・市内の事業者が事業規模を拡大するために工場・事業所を拡大する場合 ・市内の企業が現在と同一事業の工場・事業所を市内に新設する場合
対象業種	製造業、情報通信業、宿泊業、飲食業等
主な要件	【投資額】 ・工場・事業所の新設・増設を行うために必要な土地、家屋及び償却資産の取得費、機械設備等の取得費の総額が1,000万円以上であること 【常用雇用従業員数】 ・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であって、珠洲市に住所を有する者が3人以上であること

◆助成金の概要は次のとおりです

立地促進助成金

対象経費	工場・事業所の新設・増設を行うために必要な土地、家屋及び償却資産の取得費、機械設備等の取得費
対象地域	市内全域
交付額	新設に要した投資額の20%、増設に要した投資額の15%に相当する額又は次に定める額のいずれか低い額 ①常用雇用従業員の増加数が3人以上10人未満・・・1億円 ②常用雇用従業員の増加数が10人以上・・・・・・・・・・2億円
交付対象期間	交付決定を受けた年度を含め3年間 ※交付決定額を3年間に分割して交付
交付時期	交付決定を受けた年度の年度末に雇用促進助成金と合算し支給 ※年度末の常用雇用従業員数等の実績確認後、5月末までに入金予定

雇用促進助成金

対象雇用者	雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であって、珠洲市に住所を有する者が3人以上であること ※異動に伴って珠洲市に住所を有する場合は雇用助成金の対象外
交付額	常用雇用従業員1人につき50万円を乗じた額 ※立地促進助成金、雇用促進助成金を合わせ、2億円を限度とする
交付時期	交付決定を受けた年度の年度末に立地促進助成金と合算し支給 ※交付時期、対象期間は立地促進助成金と同様となります

珠洲市の制度と併せて、石川県の補助金等の交付を受けることができる場合がありますので、お問い合わせください。